

## 「議会」の論点整理

### 1 「議会」について

#### (議会の役割)

議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関として、町民の意思を決定します。

2 議会は、言論の府であることや、合議制の機関であることを基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に分かりやすく説明するものとします。

#### (議会の権限)

議会は、美瑛町の条例、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する検査、監査請求及び調査等の監視の権限を有します。

#### (議会の責務)

議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を丁寧に聴き、議会運営について町民に説明する責務を有します。

#### (議員の責務)

議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、町民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません。

3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

#### (町民との情報共有と町民参加)

議会は、本会議及び委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

3 議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

4 議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実に努め、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に提供するものとします。

\* とりあえず仮置き

#### 【専門部会では】

・「議会」については、専門部会において、充実した規定を定めるためには議会により議会基本条例を策定し、自治基本条例上では議会基本条例に委任するという意見がありましたが、一方で、自治に係る内容はすべて自治基本条例の中でまとめた方がよいという意見がありました。本条例においては、別に議会基本条例を策定することはせず、「議会」の章の中で、基本的な事項から、町民との情報共有や町民参加まで、広く規定することとしました。

・議会とは、憲法第93条第1項において、「議事機関」として地方公共団体に設置することが定められており、

**町の意味決定及び行政の監視を行う町民の代表機関です。**

・「議会の役割」及び「議会の権限」では、憲法第93条において規定されていることを改めて規定しています。地方自治体の意思決定及び行政の監視を行う議事機関についても、その設置を憲法第93条で認められています。

・「議会の責務」では、まちづくりに対する姿勢や、町民に対する説明責任について規定しています。

・「議員の責務」では、町民の信託に対する責任や、議員一人ひとりが町民に選ばれた公職者としての責任があることを規定しています。また、町民の代表として、その発言や行動に責任を持つことを規定しています。

また、政策提言とは、地域の抱える課題に対する意見や考え方を議会において示すだけでなく、町民に対しても様々な方法で積極的に伝えていくことであり、その充実に努めることを責務として規定しています。

・「町民との情報共有と町民参加」では、町民と議会との情報共有や意見交換の方法について規定しています。議会はこれらの方法を活用して、地域の抱える課題を正確に把握し、その解決につながる政策提案を行っていくことが求められています。

また、議会会議規則に規定してあることや、既に実施していることについても、更なる充実を図るため本条例で明記することとしました。